

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 53 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

## 有給の個人的（傷病）・介護休暇の日数に関する 連邦裁判所の新判決



2019 年 8 月 21 日、オーストラリア連邦裁判所は、従業員にはその勤務時間の長短にかかわらずフェア・ワーク法に基づいて年間 10 日間の個人的（傷病）・介護休暇（有給）を取得する権利があるという判決を下しました（*Mondelez v AMWU* [2019] FCAFC 138）。

Mondelez 社は、12 時間のシフトで週 3 日勤務する従業員についても、フェア・ワーク法に基づいて保障されている有給の個人的（傷病）・介護休暇は年間 76 時間（一般的な就業時間である 7.6 時間×10 日）であると主張し、連邦政府も訴訟参加してこの主張を支持しました。

しかし、裁判所は、フェア・ワーク法は時間ではなく「日（day）」を基準に個人的（傷病）・介護休暇の取得権を定めているため、従業員は、その 1 日の勤務時間（シフト）の長短にかかわらず、年間 10 日の勤務（Mondelez 社の例でいえば、12 時間×10 日分）について有給の個人的（傷病）・介護休暇を取得する権利を有すると判断しました。

本判決を受け、Mondelez 社と同様に勤務日ではなく勤務時間を基準に休暇の計算をしている企業はシステムを緊急に見直す必要があるとともに、過去に無給の休暇扱いにしてきた分について従業員から過去に遡って給与支払請求を受ける可能性もあると考えられます。

本稿では、本判決の内容と実務に与える影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## その他の注目のトピック

### 新ハーグ条約の下での外国判決の執行（国際法）

2019年7月2日、民事及び商事に関する外国判決の承認執行に関するハーグ条約（2019）が締結されました。本条約は国境をまたぐ取引や紛争の解決を促進することを目的とするものですが、どの程度の影響があるかについては、しばらく様子を見る必要があります。

本稿では、新ハーグ条約と実務への影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 労働安全衛生法における「合理的に実務上可能な」措置（労働法）

近時、ヴィクトリア州最高裁判所（Supreme Court）は、リサイクル事業者の従業員が圧縮梱包機に巻き込まれて負傷した事案で、雇用者に対してヴィクトリア州労働安全衛生法違反を理由に\$150,000の罰金と\$45,000の法定費用の支払を命じた簡易裁判所（Magistrate Court）の判断を覆しました。裁判所は、同法が定める「合理的に実務上可能な」措置がとられたか否かは、雇用者の認識（認識していたと解釈される事実を含む）等を基準に判断すべきとしています。

本稿では、本判決と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 外部管理手続下における債権者の新たな権限（倒産法）

会社債権者に対する外部管理手続の透明性を高めることを目的とするInsolvency Practice Schedule (Corporations)（会社法の別紙2）が2017年を通じて段階的に施行されました。新たに強化された債権者の権限に関して、近時、(i) 債権者の情報請求権、および、(ii) 債権者による管財人や清算人の解任権と、外部管理者が自身の解任のために権限行使すべき時期に関する2つの判決が下されています。

本稿では、これらの判決を踏まえた債権者の権限と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 不公正な契約条件の使用禁止の問題点（消費者法）

ある契約条件がオーストラリア消費者法の下で不公正とされるか否かは、個別の契約ごとに判断されるものですので、裁判所がある契約条件を今後一切使用してはならないと命じることには問題があります。ジャガイモの生産・供給事業を営む Mitolo Group Pty Ltd 社は、不公正な契約条件の使用を理由に ASIC に訴追されましたが、ASIC との間で、ジャガイモ生産者と締結してもよい契約書の雛形について合意し、この雛形に比べて全体として生産者に不利な契約は締結しないことを誓約することで紛争を解決しました。

本稿では、Mitolo 社の事案の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 気候変動に関する上場会社の開示義務（会社法）

APRA と ASX に続き、ASIC が取締役向けのガイダンスを発行し、会社の将来の財務状況、業績や見通しに重大な影響を与え得る構造的なリスクとして、気候変動リスクを開示することを求めています。

本稿では、ASIC のガイダンスと実務上の対応方法について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 豪州国内ガスのセキュリティメカニズムのレビュー

オーストラリア連邦政府は、過去半年間の世界のガス市場における大規模な変化を受けて、2020 年に予定されていた豪州国内ガスセキュリティメカニズム（Australian Domestic Gas Security Mechanism : 「ADGSM」）のレビューの予定を今年に前倒しました。レビューの目的は、2017 年 7 月 1 日に発効した ADGSM が、ガスを安価で消費者に供給する国内市場の形成とガスの新規生産向け投資の強化という当初の目的に資する状態を保っているかを確認することです。意見提出は 8 月 31 日までとなっています。

本稿では、本レビューの概要について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 最近行われたセミナーのご報告

### 豪州の観点から見たガバナンス (2019年8月13日、ブリスベン)

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

### 豪州クィーンズランド州

#### 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法 2018

加納弁護士が、2019年3月1日に、2018年11月豪州クィーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクトおよび資源業界全体に与える影響について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

### 豪州企業の買収と運営

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

「オーストラリアにおけるビジネス展開」と題する本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものです。本稿では、対オーストラリア投資を成功に導く機会を最大限に活用するために、知っておいた方が良い法律や規制を網羅し、その概略を述べています。本稿は直近の法改正等を盛り込んだ最新版となっていますが、法律や商慣習は絶えず変化していますので、あくまで入門書としてのご参照下さい。具体的な投資判断の際には、事前に専門家のアドバイスを受けて下さい。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[khamada@claytonutz.com](mailto:khamada@claytonutz.com)



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)